

災害時の歯科保健医療活動に関する協定書

一般社団法人兵庫県歯科医師会（以下「甲」という。）と公益社団法人兵庫県歯科衛生士会（以下「乙」という。）、一般社団法人兵庫県歯科技工士会（以下「丙」という。）とは、甲が兵庫県との間で令和 6 年 8 月 22 日に締結した「災害時の歯科保健医療活動についての協定書」（以下「災害協定」という。）における災害時の歯科保健医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 甲が兵庫県より、災害協定に基づく歯科保健医療救護活動のための派遣要請を受け、それに伴い乙丙に対して協力依頼を行ったとき、乙丙は所属する会員の派遣について最大限の協力を行う。

第 2 条 甲は、兵庫県との災害協定に基づく歯科保健医療チーム「JDAT 兵庫」（以下 JDAT 兵庫という。）の編成にあたり、派遣された乙丙の会員を歯科保健班の従事者として兵庫県に対して報告する。

第 3 条 甲は JDAT 兵庫を編成するにあたり、指揮系統の統一を図るため甲の会員をその責任者に定め、派遣を受ける乙丙の会員を指揮するものとする。

第 4 条 本協定に記載なき事項については、甲乙丙はその都度協議するものとする。

第 5 条 本協定の変更並びに改廃は、甲乙丙で協議の上、行うものとする。

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

ただし、この協定の有効期間の終了する 1 か月前までに、甲、乙又は丙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

第 7 条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙丙で協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 4 日

一般社団法人 兵庫県歯科医師会
会 長 橋 本 芳 紀



公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会
会 長 高 橋 千 鶴



一般社団法人 兵庫県歯科技工士会
会 長 山 口 陽 司

